

秋田暮らし応援デジタル商品券交付事業 申請フロー

A→KITA（あきた）登録からデジタル商品券交付までのプロセス

移居前～移住

STEP 01

A→KITA（あきた）登録 ※必須

秋田県移住定住総合ポータルサイト「秋田暮らし」はじめての一步」内の登録フォームから登録。

※秋田県への移住を希望している方を対象とした登録制度です。

STEP 02

市町村窓口で転入手続き

移住後、市町村窓口で転入手続きを行う。

※A→KITA（あきた）登録ができるのはこの日まで！

移住完了報告

STEP 03

移住完了報告

秋田県ふるさと定住機構へ、電話もしくはメールで移住完了報告を行う。
（※提出書類等は不要）

【連絡先】 TEL：018-826-1731 / MAIL：info@furusato-teiju.jp

申請

STEP 04

申請

① 移住完了報告から **2～3週間後**、秋田県からメールで電子申請の案内が届く。

② 申請フォームに必要事項を入力し、申請を行う。

※提出資料：住民票及び戸籍の附票等

（PDFまたは画像を申請フォームに添付）

交付・アプリ読込

STEP 04

交付

① 申請から **約1ヶ月後**、事務局からメールで商品券コードが届く。

② 商品券コードをアプリに読み込み、対象店舗で使用する。

⚠ 注意事項

・商品券コードのアプリ読み込み期限：コード発行から**1年以内**

・商品券の使用期限：交付の**翌年度末まで**

※交付がR11年度の場合は当該年度末